

# 医療法人慈正会 丸山記念総合病院

## 奨学金貸与規程

### (目的)

第1条 この規程は、医療法人慈正会 丸山記念総合病院が、当院の理念及び基本方針に基づき、当院での就業を希望する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を育成するための奨学金制度を定める。

### (名称)

第2条 この制度の名称は「丸山記念総合病院奨学金制度」とし、奨学金の貸与を受けるものを奨学生とする。

### (奨学生の資格)

第3条 本規程の主旨を認め、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の資格取得を目指す理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の養成学校等（以下「養成学校」という。）の学生で卒業し、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の資格取得後、当院に勤務する意思があり、健康でかつ品行方正な者を対象とする。

2. 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成学校等とは以下の機関に在籍する学生とする。

- ①大学
- ②高等専門学校

### (奨学生の義務)

第4条 奨学生は、下記の義務を負うものとする。

- ① 奨学生は、当院の理念及び基本方針を理解するとともに、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の資格取得を目標に勉学に励むこと。
- ② 奨学生は、第5条の届出事項に変更が生じた場合は、すみやかに届出をしなければならない。
- ③ 奨学生は、当院より修学状況の報告を求められた場合は、これに応えなければならない。

### (申請の手続き)

第5条 この規程により奨学金を希望する者は、次の関係書類を一括して当院総務課に提出するものとする。但し、当院職員の場合は病院が認めたときは関係書類の一部を免除する場合がある。

- ①奨学金申込書
- ②奨学金貸与希望申請書
- ③奨学金奨学生誓約書
- ④履歴書
- ⑤住民票（世帯全員の記載があるもの）

- ⑥在学証明書または合格通知書
- ⑧内申書（成績証明書および出欠がわかるもの）
- ⑧卒業証明書
- ⑨奨学金貸借契約証書
- ⑩連帯保証人印鑑証明書各 1 通
- ⑪その他当院が必要と認めたもの

（審査及び承認）

第 6 条 本規程の審査及び承認の手続きは以下の通りとする。

- ①当院総務課長が起案し、定められた関係文書を病院運営会議に提出する。
- ②病院運営会議は、奨学金規程の適用要件にそって審査し、承認または不承認を決定する。
- ③審査結果の通知は文書ですみやかに本人に通知する。

（契約）

第 7 条 審査の結果承認された場合は、当院と本人との間で奨学金貸与借用契約書を締結する。

（奨学金の金額）

第 8 条 奨学金の金額は、原則毎月 50,000 円とする。但し、病院運営会議にて承認された場合変更することもある。

（奨学金貸与期間）

第 9 条 奨学金の貸与の期間は、原則当院にて奨学生となってから卒業までの修学期間に応じて決定する。但し、病院運営会議にて承認された場合は、この限りではない。

（奨学金貸与の期間と返済）

第 10 条 奨学金貸与の終了と返済は、次の通りとする。

- 1. 養成学校等を退学した場合又は卒業が不可能となった場合及び病院が奨学生としての態度・行動等に著しく不適切と認めた場合は、本規程の適用を中止し奨学金の貸与を打ち切り、貸与した奨学金をすみやかに一括返済する。
- 2. 奨学生が本規程による奨学金の貸与を自ら辞退した場合、本規程を中止し奨学金を打ち切り、貸与した奨学金をすみやかに一括返済する。
- 3. 月額 50,000 円の奨学金を貸与した奨学生は、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の資格取得後、奨学金の貸与期間以上の勤務（産前産後の休業・育児休業・介護休業等の期間を除く）した場合は、奨学金の返済を免除する。
- 4. 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の資格取得後、奨学金貸与期間未満で退職する場合は、奨学金貸与期間から勤務期間を除いた月数に、毎月の支給額を乗じた額を一括返済する。月数に端数が出る場合は日割り計算する。

（奨学金支給方法）

第 11 条 奨学金は、原則として毎月 20 日までに病院から本人名義の銀行口座に振込する。但し、病院が認めた場合に限り、養成学校等定める方法に従い貸与することができる。

(資格取得できなかった場合)

第 12 条 養成学校卒業後、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の資格取得ができなかった場合は、1年間を限度に返済を延期できる。但し、この場合引き続き資格取得の意志があり、尚かつ当院への入職あるいは就業の継続の意志がある者のみとし、これらの意志がない場合、あるいは本人の意志とは関係なく不可能と認められる場合は、貸与した奨学金をすみやかに一括返済する。

(特例事項)

第 13 条 本規程にない事案が発生した場合は、当事者の協議を行った上、病院運営会議で判断する。

附則

1. この規程は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。